

川崎市公告第1162号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
武蔵小杉駅南口西街区市街地再開発ビルおよび東急武蔵小杉駅ビル商業施設
川崎市中原区小杉町三丁目472番1他
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
東急株式会社
取締役社長 堀江 正博
東京都渋谷区南平台町5番6号

株式会社マルエツ開発
代表取締役 齊藤 浩
東京都豊島区東池袋五丁目51番12号

- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
株式会社マルエツ開発
(変更前) 代表取締役 石井 英雅
(変更後) 代表取締役 齊藤 浩

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社東急百貨店	取締役社長執行役員 大石 次則	東京都渋谷区道玄坂二丁目24番1号
株式会社マルエツ	代表取締役社長 古瀬 良多	東京都豊島区東池袋五丁目51番12号

他10店舗

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社東急百貨店	取締役社長執行役員 稲葉 満宏	東京都渋谷区宇田川町37番5号

株式会社マルエツ	代表取締役社長 本間 正治	東京都豊島区東池袋五丁目 51 番 12 号
----------	------------------	---------------------------

他 1 0 店舗

4 変更の年月日

令和 7 年 9 月 11 日 他

5 変更する理由

代表者変更、本社所在地変更、退店及び入店のため

6 届出の年月日

令和 8 年 8 月 13 日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

川崎市ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000185363.html>

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和 8 年 8 月 2 0 日から令和 8 年 1 2 月 2 0 日まで。

9 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から 4 月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

1 0 意見書の提出期限及び提出先

令和 8 年 1 2 月 2 0 日

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当